

【 投 薬 】

５１３ 胃粘膜保護剤（健胃消化剤等）の算定について

《令和７年４月３０日》

○ 取扱い

次の薬剤を胃粘膜保護剤として処方した場合の算定は、原則として認められる。

- (1) 薬効分類番号 2330 健胃消化剤
- (2) 防御因子増強剤（セルベックスカプセル、ムコスタ錠等）

○ 取扱いを作成した根拠等

健胃消化剤は、主に複数の消化酵素を体内に補うことで消化酵素の不足により生じる消化器症状などを改善する医薬品、また、防御因子増強剤は、胃粘液などの防御因子を増強することで胃粘膜保護作用をあらわす医薬品であり、共に粘膜の保護に有用であることから胃粘膜保護剤として有用性が高い。

以上のことから、上記(1)、(2)の薬剤を胃粘膜保護剤として処方した場合の算定は、原則として認められると判断した。